

議案第 26 号

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（一般廃棄物の持去り禁止）

第 10 条の 2 市、市から収集又は運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者は、前条第 1 項の規定により所定の場所へ運ばれた一般廃棄物を持ち去ってはならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。